平成２４年（フ）第２３号
広島県福山市日吉台２丁目２番３号　ヴェルデュール日吉台Ｂ101、旧住所岡山県笠岡市城見台３番地８
債務者　大山　早苗
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３号
香川県坂出市大屋冨町2068番地１
債務者　高橋　久己
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第１７号
愛媛県松山市古川西１丁目７番６号　リビングタウン古川西Ｅ102号、住民票上の方書リビングタウンＥ102号
債務者　持主恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
愛媛県松山市鷹子町798番地１　シャトー鷹子902号
債務者　八木美智子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
愛媛県松山市衣山１丁目２番26号　コサージュ衣山703号
債務者　尾﨑　美和
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１号
愛媛県松山市松前町２丁目２番地６　グランディアパークウエスト1205号
債務者　樽島　泰司
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県松山市内浜町19番12号　レオパレスＨＩＮＡＴＡ202号
債務者　名本　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
愛媛県松山市竹原４丁目２番62号　サーパス空港通第３―102号
債務者　續谷　順子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
高知県高岡郡四万十町高野939番地
債務者　武内　京子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第５号
高知県吾川郡仁淀川町坂本626番地５
債務者　小野かつ子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第１０８号
北九州市小倉南区横代北町２丁目15番７号
債務者　髙巣多鶴子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０９号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台27番501号
債務者　古田　松夫
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県遠賀郡水巻町おかの台27番501号
債務者　古田　純子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１３号
北九州市八幡西区香月西３丁目７番２―203号
債務者　吉永　清孝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７号
茨城県取手市藤代200番地２、前住所茨城県取手市椚木174番地14　Ａ棟
債務者　濱野恵美子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
茨城県守谷市けやき台５－３－６　コーポ守谷103号、住民票上の住所千葉県船橋市八木が谷４丁目15番６棟201号
債務者　三瓶　朱美
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５号
茨城県取手市宮和田33番地６
債務者　小泉　　渉
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係